

援農・就農支援農業技術習得研修（水田野菜、施設野菜、果樹）実施要領
令和3年8月27日付三農大第74号

1 研修の目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、労働力の不足が懸念される担い手農家や農業法人に対して、援農希望者や新規就農予定の研修生等の派遣が想定されますが、そのような農業初心者が派遣先や研修先で、県内で普及が進んでいる先進農業機械・施設を安全かつ円滑に操作できる知識と技術の習得を目的に本研修を実施します。

三重県内で援農や就農を希望又は農業に従事若しくは農業法人に就職されて日が浅く、十分な経験がない方で、野菜栽培や果樹栽培に関する基礎知識を得るとともに各品目において導入されている機械や施設（水田野菜の定植機や乗用管理機、施設トマトでの複合環境制御装置、果樹の高所作業機・乗用草刈り機）等の操作を身に付けたい方を対象に、それぞれ2日間の日程で開催します。

2 研修の内容等（午前講義、午後実習）

(1) ア. 研修日程「水田野菜栽培管理技術研修」

- ①第1日目 令和3年10月7日（木）9：30～16：00
 - ・水田（露地）野菜の基礎、病虫害防除、自動定植機操作によるキャベツの自動定植作業等
- ②第2日目 令和3年10月28日（木）9：30～16：00
 - ・水田（露地）野菜の基礎、中耕機操作によるキャベツの中耕作業等

イ. 研修日程「施設野菜（トマト・キュウリ）栽培管理技術研修」

- ①第1日目 令和3年10月21日（木）9：30～16：00
 - ・施設野菜（トマト・キュウリ）栽培の基礎と生育期の管理、環境制御温室の管理等
- ②第2日目 令和4年1月若しくは2月に実施（9：30～16：00）
（10月21日（木）に受講者と相談の上決定）
 - ・施設野菜（トマト・キュウリ）栽培の基礎と収穫期の管理、環境制御温室の管理等

ウ. 研修日程「果樹栽培管理技術研修」

- ①第1日目 令和3年10月7日（木）9：30～16：00
 - ・果樹栽培に関する基礎知識の習得と乗用型草刈り機による草管理の実践等
- ②第2日目 令和3年10月21日（木）9：30～16：00
 - ・果樹栽培に関する基礎知識の習得と高所作業機による果樹管理作業の実践等

(2) 研修場所

三重県農業大学校各教室・屋外会場（実習用水田、実習用ハウス、実習用果樹園）

(3) 研修内容詳細（別紙）

3 受講対象者

三重県内在住者又はU I J ターン者で、

- ・農業に関心があり、援農体験を希望する方。
- ・就農に向けて準備中、又は就農のための研修を実施中の方。
- ・農業法人等への就職就農を希望される方。
- ・新規就農、農業法人就職後で技術習得中の方。（3年未満が目安）

ただし、年齢18歳以上（令和3年4月1日時点）とする。

（※）家庭菜園・趣味的農業の志向者は対象外とする。

4 受講料

2,000円／人（1講座2回分）

（※）受講料は、別途送付する納入通知書により、指定期日までに最寄の金融機関にて納付のこと。

5 募集人員

各10名程度（※受講対象要件に照らし先着順で決定）

（※）上記2（1）のA、イ、ウは各2回で1セットになっており、Aとイ以外は重複受講できません。（応募者多数の場合、重複受講はお断りします）
重複受講の場合、受講料は4,000円／人となります。

6 受講手続

（1）申込期間

日程 令和3年8月30日～令和3年9月24日

（2）受講申込

別添「受講申込書」（様式1）を上記（1）の申込期間中に農業大学校農業ビジネス人材育成課まで郵送、窓口持参又はFAX、E-mailで提出してください。

FAX、E-mailで提出された場合は、必ず確認の電話を入れてください。
なお、「受講申込書」（様式1）の氏名、住所欄は、研修受講者本人が自筆してください。

（※）受講申請書は、農業大学校ホームページからダウンロードしていただくことができます。

インターネット環境がなく、当該様式の郵送を希望される場合には、92円切手を同封のうえ、封筒表書きに「援農・就農支援農業技術習得研修受講申込書郵送希望」とご記入のうえ、お申し込みください。

（3）受講決定等の通知

受講対象者要件に照らし先着順に受付を行い、受講申込書の記載内容を確認のうえ、受講可否を決定します。

受講の許可を決定した方に対しては、研修開講日の7日前までに受講許可通知書を郵送送付します。

7 その他

昼食等は各自で用意願います。（研修室使用可）

農業実習を実施しますので、汚れても良い服装で参加願います。

8 研修に関する問い合わせ

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

三重県農業大学校農業ビジネス人材育成課

TEL 0598-42-1260

FAX 0598-42-5835

E-mail nodai@pref.mie.lg.jp

附則

- 1 この要領は、令和3年8月27日から施行する。
- 2 この研修は、令和2年度農業労働力確保緊急支援事業農業機械等導入事業で導入した農業機械・設備等を活用して実施するものである。